

## 取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

代表者又は代表する団体		産業競争力懇談会先進都市構造の構築プロジェクト、一般社団法人長寿命建築システム推進協議会長期優良住宅関連社会インフラ整備研究委員会				
提案プロジェクト名		次世代型都市インフラによる先進都市構造モデル街区の構築				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 <sup>※2</sup> (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 <sup>※3</sup>	その他(特記事項) <sup>※4</sup>		
1	導入された革新的技術やシステムの効果を検証するための長期的なモニタリング及び履歴管理に対する費用の補助	今回導入される都市計画手法や都市形成・構成システムのチューニングを行い、効果を検証するためには各種のモニタリングシステムやその履歴管理情報を蓄積し利用する必要がある。これらの費用について、公共による一定程度の長期にわたる費用負担を行うことが望まれる。	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業			
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 <sup>※2</sup> (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 <sup>※3</sup>	その他(特記事項) <sup>※4</sup>		
1	長寿命建築物に対する初期投資負担の軽減	一定規模以上の長期利用を前提として建設される質の高い建築物については、例えば長期耐用化可能な躯体については証券化手法等により官民連携による地域ファンド等の活用が可能な措置が望まれる。	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業			
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 <sup>※2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業 <sup>※3</sup>	その他(特記事項) <sup>※4</sup>
			根拠法令等	制度の所管・関係官庁		
1	施設を改修・用途変更しながら100年を超える長期的利用するために適した複合用途地域等の設定及び異種用途区画設置の軽減	長期優良住宅等の促進に見られるように施設の長期耐用化が目指されているが、当初の施設用途が継続されない可能性が高く、また同一施設内で用途の異なる利用が行われることが予測される。これらの長寿命型建築・住宅等を中心に整備する街区については、用途地域を過度に限定しない複合用途地域の設定が望まれる。また、異種用途の隣接する部分には区画を設置することになっているが、柔軟な用途利用を行うためにこの軽減措置が必要である。	建築基準法	国土交通省	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
2	複合用途建築における大規模増改築に伴う確認申請及びその確認方法	現状は主事の確認を必要としているが、複合用途建築で構成される街区については、構造性能の検討などに総合的判断を必要とするため、主要な確認項目についてはモニタリングシステム及び履歴管理システム等でその妥当性・健全性を長期的に担保する仕組みを導入することを前提に官民の街区管理責任者にその権限を委ね、スピードと高度な技術判断を要求する事業者ニーズに対応することが必要である。	建築基準法	国土交通省	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
3	緑被率及び太陽光発電・太陽熱利用設備の敷地面積に対する導入割合に応じた容積率の割増し	ヒートアイランド対策上緑被率を30%以上確保することが望ましいが、それに伴って建築物が高層化されることになり、事業性を担保する上で容積率の割増しを認めることが望まれる。また、太陽光発電・太陽熱利用設備を限られた空間内で効率的に導入するため、敷地面積に対するそれらの導入割合に応じて、同様に容積率の割増しを認めることが望まれる。		地方自治体	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
4	壁面設置等による出力低下に対応した、売電またはグリーン証書化に関する優遇措置の設定	高層建築の壁面や公共設備屋根等、太陽光発電を行う上で不利な条件での設置が避けられないと予想されるため、売電またはグリーン証書化に関する優遇措置を設定し、設置導入を促進する。		経済産業省	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
5	太陽光発電を含む自立型コジェネシステムに関する制限の緩和	太陽光発電、燃料電池、および蓄電池等を組み合わせて自立型コジェネシステムを構成する場合、個々の設置基準や制限が存在するためにシステムとしての設置が困難になる可能性があり、規制緩和または特例設置等の措置が必要。		経済産業省	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
6	水素エネルギー、バイオ燃料等の次世代燃料供給に関する制限の緩和	地域性、施設構成等に対応しつつ水素エネルギー、バイオ燃料等の次世代燃料を供給するためのサプライチェーン構築に際し、コストアップにつながる規制、製造拠点に関わる規制などの、事業化の障害となる各種規制の見直しと施行が必要である。		経済産業省	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	

7	PLC(高速電力線通信)の屋外利用	屋外にある電力線を活用して通信を行うことで、都市街区に組み込んだセンサーからの情報を、追加設備を大幅に設置することなく、収集できる。また、今後、急成長が見込まれるEV(電気自動車)やPHEV(プラグインハイブリッド自動車)の充電ケーブル通信によるバッテリー制御やインターネット網との接続により国民生活の利便性の向上が期待できるが、そのためには屋外利用が必要である。 日本以外の国では、屋外においてMHz帯を利用する高速PLC(高速電力線通信)の実用的な活用が開始され、特にスマートグリッド分野では、光ファイバー幹線網から電力引き込み線を利用したスマートメータ及び宅内機器の情報収集・制御に、高速PLC通信を活用する検討が進んでいる。 現在、市場に流通している高速PLCモデムは、アマチュア無線利用帯域に対する周波数ノッチを業界自主規制で入れることで被害が出ていないことから、適切なノッチを入れることで既存周波数ユーザとの共存は技術的に十分に可能である。 以上のように、既存周波数ユーザとの共存環境を配慮した上で、屋外利用規制緩和を見直しを図ることにより、情報通信分野での国際競争力強化と国民生活の利便性向上が大いに期待できる。	電波法100条 ・電波法施行規則第44条 ・無線設備規則第59条	総務省	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業
8	GISで管理する法規制区域の電子データ提供 ※GIS(Geographic Information System)・・・地図情報システム	都市の各種状況を管理、管制する上では、地図情報が不可欠であり、最新状況にアップデートしながら利用することが不可欠となる。地図情報を一元管理した上で、活用する上で、規制緩和は必要である。 現在、地方公共団体が保有している法規制区域データの一部はWebから閲覧可能であるが、電子データの提供は行政サービスや公的機関等が行う研究目的等のみである。電子データの提供が可能となれば効率化となることと、法規制区域の精度向上により法令に抵触するかどうかについての予見可能性が高くなる。	電子国土利用規約	国土地理院	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業

**(d) 取組に必要なその他の支援措置**

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	既存の補助・支援事業に対する申請者の制限の緩和	本提案のような大規模な都市インフラ開発を伴う都市構造の実現には、既存の多様な補助・支援制度を効果的に利用する必要がある。しかしながら、各制度ごとに申請者に対する資格要件が設定されており、特に同一申請者が複数の制度を利用することが制約されているため、現状では制度ごとに異なる申請者を設定して利用している。	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
2	関連団体による次世代型都市インフラ整備に関わる共同実証実験に対する既存制度による補助の統合的利用	本提案を実現するためには、役割分担した協議会・研究会等の関連団体による共同実証実験を想定しているが、実証項目ごとに異なる補助制度により獲得した補助金等を総合的に利用し効率的な補助金等の運用ができるようにするための措置等が望まれる。	関連団体による次世代型都市インフラ整備に関わる共同実証実験事業	
3	産学官連携による都市イノベーション研究拠点の形成に対する支援	長期にわたる環境未来都市関連の実証実験や評価とともに、都市構造の移行の観点に重きを置いたシミュレーションの早期実施と先進都市像(例えば2030年の望ましい都市の形)の明示のための検討基盤を整備し、未来生活のあり方や未来都市の構造に関わる先進的研究取り組む世界トップレベルの拠点をつくり、民間企業との人事交流や国際連携ネットワークの形成を通じて国内外の優秀な人材を結集することが都市開発における国際競争力強化のために必要であり、これを産学官連携で設立し運営することを支援・助成する措置が望まれる。	未来志向のための世界トップレベルの都市イノベーション研究拠点の設立	
4	当局が所有する交通関連情報の公開・利用、実証地における交通規制緩和	総合的な交通確化以前には、官と民による交通管制的協調が重要である。相互にデータを開示し、有効利用することで渋滞解消や安全性向上の取組が加速する。また、データ分析から得られた知見を実際の道路で検証するには、交通インフラの利用が必要であり、例外的な措置が必要な状況が予想されるため、柔軟な運用をお願いしたい。	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	長寿命の都市インフラ及び建築物に対する初期投資負担の更なる軽減	一定規模以上の長期利用を前提として建設される質の高い建築物の長期耐用化可能な躯体・基幹設備等の都市インフラについては、長期優良住宅を超える固定資産税及び不動産取得税の減免措置を講ずることにより、初期投資負担の軽減を図る。	固定資産税 不動産取得税	次世代型都市インフラによる長期耐用型街区・建築整備事業	
2					
3					

**② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)**

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1				
2				
3				

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に「別紙 事業内容書あり」等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。